

## 平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分） にかかる新たな事業提案について

### 1. 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・養成など、医療・介護サービス提供体制の充実が重要課題となっています。

このため、医療法等の改正による制度面での対応と併せて、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成26年度に創設され、各都道府県に設置されています。（財源：国2/3、県1/3）

各都道府県は、毎年度国から示される基金配分額（内示額）の範囲内で計画（以下「県計画」という。）を作成し、当該計画に基づき事業を実施します。

### 2. 事業提案募集の趣旨

- 本県では、基金を創設した平成26年度に各医療機関・団体等から事業提案を募集し、それらも参考に県計画を作成の上、事業実施してきました。
- また、平成28年3月には「滋賀県地域医療構想」を策定し、医療需要の将来推計や構想区域（二次保健医療圏）ごとの課題・施策等についてとりまとめたところです。
- こうした経過を踏まえ、昨年度に引き続き、平成31年度の県計画に位置付ける事業の検討にあたり、地域課題の解決に向けた新たな事業提案を募集するものです。

### 3. 募集対象事業

- 地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下の①～③に該当する事業が対象となります。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業

※原則として、国が示す事業例（別添「地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業例」）に記載された事業またはこれらに準ずる事業が対象となります。

※診療報酬、介護報酬および他の補助金等で措置されているもの（介護保険事業による在宅医療・介護連携推進事業等を含む）は当該基金の対象外となります。

### 4. 事業提案にあたってのお願い

- 国の基金配分は、上記対象事業のうち区分①に重点配分する方針が示されています。したがって、今回の募集にあたりまして、主に区分①にかかる事業について積極的な提案をお願いします。
- 平成30年度から、区分①に関する事業の取扱いが変更され、地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用等も対象となりましたので、検討をお願いします。

- また、県の基金予算の枠を拡大するための当然増協議（7月）に必要となるため、区分①に関する新規の大規模施設整備事業（上記の構想達成に向けた医療機関の事業縮小を含む。）を検討している場合は、6月22日までに調査票の提出をお願いします。
- 区分①に関する事業のうち、「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」は、構想実現に向けた重点事業として促進していきたいと考えていますので、早期の取組について検討をお願いします。
- 区分②、③については、既にこれまでの県計画に基づき県全域を対象とした事業を実施しています。今回募集する事業は、これら既存事業の実施だけでは解決できない地域課題があり、その課題を解決するために必要な新規事業について提案をお願いします。（既に県の事業として行っている事業については、事業ごとに募集を行いますので、提案しないようにしてください。）
- 個別の病院に必要な事業ではなく、圏域単位で課題となっていることへの解決に向けた事業を提案していただき、地域医療構想との関係性を示してください。

## 5. 募集期間

- (1) 区分①に関する新規の大規模施設整備事業  
【医療政策課への締切】平成30年6月22日（金）まで
- (2) (1) 以外の事業  
【医療政策課への締切】平成30年7月27日（金）まで

## 6. 提出方法

「平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業提案調査票」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。  
提出先は、滋賀県健康医療福祉部医療政策課までお願いします。

## 7. 提案事業の取扱い

- 提案いただいた事業については、適宜事業内容等の確認をさせていただくことがあります。また、地域医療構想調整会議等にて提案者から地域医療構想との関連も含め事業内容を説明していただき、議論を行っていただいたうえで、基金事業として実施するのかを検討いたします。
- 今回の募集は、平成31年度基金事業として国へ申請するための参考とするものであり、提案いただいた事業がそのまま県計画に記載され、実施事業となるものではありませんので御了承ください。

## 8. その他

- 調査票等については、県ホームページに掲載しています。また、これまでの県計画についても掲載していますので参考にしてください。

※ホームページ URL

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-t/kikaku/aratanazaiseishien260602.html>

【県庁担当課】 滋賀県健康医療福祉部医療政策課企画係（担当：澤井）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3610 FAX : 077-528-4859

E-mail : ef00@pref.shiga.lg.jp

地域医療介護総合確保基金(医療分)事業例【厚生労働省】

事業の例		事業の概要
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業		
(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等		
1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。 (ただし、平成26年度は回復期病床等への転換など現状でも必要なもののみ対象とすることとし、平成27年度から都道府県において地域医療構想が策定された後、さらなる拡充を検討する。)
6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備(補助要件は従来補助と同様)	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
II 居住宅における医療の提供に関する事業		
(1) 在宅医療を支える体制整備 等		
7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療関係者の多職種連携研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
13	認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。

地域医療介護総合確保基金(医療分)事業例【厚生労働省】

事業の例		事業の概要
14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
(2) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 等		
16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
19	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
(3) 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業 等		
22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業		
(1) 医師の地域偏在対策のための事業 等		
25	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。

地域医療介護総合確保基金(医療分)事業例【厚生労働省】

事業の例		事業の概要
27	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
(2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業 等		
28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。
29	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
(3) 女性医療従事者支援のための事業 等		
32	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
34	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
(4) 看護職員等の確保のための事業 等		
35	新人看護職員の質の向上を図るための研修	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
36	看護職員の実質的向上を図るための研修	看護職員を対象とした実質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。

地域医療介護総合確保基金(医療分)事業例【厚生労働省】

事業の例		事業の概要
41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
42	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
43	看護職員定着促進のための宿舍整備	看護師宿舍を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
45	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等		
49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、院内保育所の整備・運営により改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
53	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
54	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

## 平成30年度地域医療介護総合確保基金活用事業(医療分)

H30 号 県 事 業 番	新規	事業名 (予算事業名)	事業の実施主体	事業内容	H30予算 案 (千円)	所管課
1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					308,981	
1-1 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等					308,981	
1		医療情報ICT化推進事業	特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会	地域医療構想の達成に向けて医療介護連携等を推進するため、医療情報連携基盤を構築するとともに参加施設を増加させ、医療情報ネットワークのさらなる整備・活用を図る。	27,500	医療福祉推進課
2	○	遠隔病理診断事業	滋賀県内病院	がん医療を行っている県内の病院に、遠隔病理診断に必要な機器・環境整備を行うことで、病理医不足の弊害解消と病理医の相互支援体制を整備し、県内のがん診療における病理診断の質向上を図る。	13,750	健康寿命推進課
4	○	精神科急性期治療病棟整備事業	滋賀八幡病院	地域生活支援への事業移行を促進するため、現在の精神科デイケア室を拡張することにより精神科デイケア機能の充実に図る。	20,000	障害福祉課
5		歯科医師等派遣委託事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	病院内の病棟・外来または退院時支援を行う部署に、歯科医師および歯科衛生士を派遣し、入院患者の口腔機能管理の実施や退院時に在宅医療介護関係者に口腔機能についての情報をつなぐことで、病床機能の分化連携や在宅医療との連携を推進する。	5,286	健康寿命推進課
6		病床機能分化促進事業	滋賀県内病院	病床機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。	120,000	医療政策課 (医療整備係)
7		地域医療体制整備事業	滋賀県医師会 滋賀県看護協会	地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、診療所や訪問看護ステーション等に対し、在宅医療を推進する上で必要な機器の整備にかかる費用の一部を助成する。	30,750	医療福祉推進課
8	○	在宅療養支援病院等整備事業	在宅療養支援病院(公募)	病院の機能分化を促進し、在宅療養ニーズに対応していくため、在宅療養支援病院に対し、訪問診療や緊急入院等に必要となる設備や地域の多職種連携推進に向けた会議や研修に必要な設備の整備等に要する経費に対し、補助を行う。	6,000	医療福祉推進課
9		在宅歯科診療機器整備事業	滋賀県歯科医師会(滋賀県内歯科診療所)、病院歯科	在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する歯科診療所およびその後方支援を行う病院歯科等に対し、在宅歯科医療機器等の設備整備を行い、安全で安心な質の高い在宅歯科医療提供体制の充実に図る。	17,500	健康寿命推進課
10		リハビリテーション提供体制再構築事業	①滋賀医科大学 ②滋賀県(県立リハビリテーションセンター) ③滋賀県理学療法士会 ④プロポーザル(予定)	心臓リハビリテーション提供施設を整備し、必要なりハビリテーション専門職の確保・定着を進めるとともに、医療と介護の連携の一翼を担う県内リハビリテーション提供体制の再構築を行うことにより、円滑な病床の機能分化を進めることで地域医療構想の推進を図る。 ①心臓リハビリテーション提供体制整備事業(5,250千円) ②地域リハビリテーションの視点を活かした人材育成と提供体制の構築。(1,976千円) ③回復期病床の円滑な運営を図るための圏域地域リハビリテーション支援。(2,700千円) ④滋賀県立総合リハビリテーションセンター基本計画策定支援業務(8,000千円)	17,926	健康寿命推進課

11		退院支援機能強化事業	滋賀県(滋賀県病院協会)	県内各病院の退院支援担当職員の研修や情報交換および病棟看護師等の訪問看護同行研修など職員のスキルアップと院内の退院支援体制の構築を図ることにより、病床の機能分化連携および病院から在宅医療への円滑な移行を進める。	2,269	医療福祉推進課
12	○	地域周産期母子医療センター整備事業	近江八幡市立総合医療センター	東近江地域の周産期医療体制における病床機能の分化・連携を図るため、新生児集中治療室(NICU・9床)の隣接するスペースに新生児治療回復室(GCU・6床)を新設し、急性期病床を不足する高度急性期病床に転換する。	48,000	健康寿命推進課
<b>2. 居宅等における医療の提供に関する事業</b>					<b>108,122</b>	
<b>2-1 在宅医療を支える体制整備事業 等</b>					<b>93,803</b>	
13		強度行動障害者有目的入院事業	社会福祉法人びわこ学園	在宅で生活している強度行動障害者を一定期間入院させ、その入院期間中に専門職により病状や行動障害の特性を把握し、関係者と各家庭における行動障害の軽減に向けた方策や対応方法、今後の支援について検討する調整会議を行うとともに、当該強度行動障害者の入院中にその支援者に対し実地の支援研修を行う取組に対して補助を行うことにより、強度行動障害者が在宅での生活を維持することができる体制の充実を図る。	3,700	障害福祉課
14		高齢知的障害者健康管理指導事業	社会福祉法人びわこ学園	知的障害を持つ高齢者に対する検診と診察の機会を設け、疾病等のあった障害者について、障害児者を専門とする医療機関を介在させながら専門医療に結びつける取組を支援することで、在宅で通院治療が行える体制の整備を行う。	1,298	障害福祉課
15		滋賀県在宅医療等推進協議会	滋賀県	医師会等の多機関多職種が一堂に会して滋賀県における在宅医療推進のための基本的な方向性について協議検討を行う。	750	医療福祉推進課
16		圏域在宅医療福祉推進事業	滋賀県(各健康福祉事務所)	各二次医療圏域において、市町や地域医師会をはじめとする多職種・多機関とともに、在宅医療推進に関する課題等について検討・調整・実践・評価を行い、地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を図る。	1,800	医療福祉推進課
17		がん在宅医療支援体制整備事業	滋賀県(県立成人病センター)	身近な地域でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関が連携し、病理診断体制を構築する。	1,550	健康寿命推進課
18		がん診療連携支援病院機能強化事業	滋賀県内病院	がん患者が増大する中、身近な地域で安心して療養生活がおくれるよう、県がん診療連携支援病院が相談支援体制を強化する取組に対して補助を行う。	20,916	健康寿命推進課
19		がん診療体制整備事業	滋賀医科大学医学部附属病院	がん患者の在宅医療を推進し、身近な地域の医療機関でがんの診断や治療が迅速に受けられるよう、県内医療機関の人材育成、資質向上等を図るための経費に対して補助を行う。	7,710	健康寿命推進課
20		市町在宅医療・介護連携推進事業	滋賀県	市町の在宅医療・介護連携推進事業が効果的に実施できるよう、市町在宅医療・介護連携推進セミナーおよび地域リーダーステップアップ研修等を開催し、広域的・専門的な視点から支援を行うことで、2025年を見据えた在宅療養の推進体制の構築を図る。	860	医療福祉推進課
21		在宅医療人材確保・育成事業	滋賀県、日本プライマリ・ケア連合学会滋賀県支部	在宅医療に従事する医師が在宅医療に踏み出すきっかけとなるセミナーの開催や交流事業の企画、県内の家庭医養成プログラムの魅力の向上、指導医の能力向上を図る事業を支援することにより、県内で在宅医療に従事する医師や家庭医の増加を図る。	7,579	医療福祉推進課
22		専門研修医(家庭医療)研修資金賞与事業	滋賀県	家庭医療の専門医を目指して県内の医療機関で専門研修を受ける医師を対象に研修資金を貸与することにより、県内の家庭医の確保・定着を図る。	2,400	医療政策課(人材確保係)
23		滋賀の在宅療養を推進する県民参加促進事業	医療福祉・在宅看取りの地域創造会議	県民一人ひとりが自らの療養・看取りについて考え、行動するきっかけをつくるため、医療福祉サービス関係者、県民、行政等多職種が参画する「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」が実施する効果的な事業および事務局の運営を支援する。	8,600	医療福祉推進課
24		慢性疼痛対策推進事業	国立大学法人滋賀医科大学	在宅で難治性の疼痛を抱える患者に対して、痛みを専門とする医師、整形外科医、精神科医、看護師等が連携し集学的な痛み治療システムを構築するとともに、医療従事者の育成、県民への啓発を図ることで、安心して在宅療養生活が送れるよう支援を行う。	1,900	健康寿命推進課
25		在宅呼吸不全研修事業	国立大学法人滋賀医科大学	慢性閉塞性肺疾患(COPD)をはじめ、今後ますます増加すると予想される在宅呼吸不全患者(在宅酸素、在宅人工呼吸などを含む)を地域全体の多職種で支えるための研修会等に要する経費に対して補助を行う。	1,130	健康寿命推進課

26	脳卒中対策推進事業	国立大学法人滋賀医科大学	在宅医療体制の充実を図り、脳卒中患者の発症予防・再発予防の推進と身近な地域での診療体制の充実を図る必要があるため、滋賀脳卒中データセンターの脳卒中登録データを蓄積・評価・分析するとともに、研修会、啓発活動等に要する経費に対して補助を行う。	7,710	健康寿命推進課
27	死亡診断・死体検案推進事業	滋賀医科大学	安心して在宅での看取りが行える体制整備を図ることを目的として実施される適切な死亡診断、死体検案のための研修や人材確保に要する経費に対して補助を行う。	600	医療政策課 (医療整備係)
28	在宅看護力育成事業	国立大学法人滋賀医科大学	新卒の看護師が在宅看護の現場を選択し、安心して就職できるよう、学生教育における在宅看護学のプログラムとして設置されている「訪問看護師コース」の運営を支援する。	2,500	医療政策課 (人材確保係)
29	在宅療養を支える看護人材育成事業	滋賀県看護協会	計画的・継続的に体系的な研修を実施しにくい小規模な訪問看護ステーションや介護施設の看護職員に対し、キャリアに応じた研修を提供してスキルの向上を図り、増大かつ多様化する在宅療養ニーズに対応できる人材育成を行い、地域における看護実践力を向上させる。	1,400	医療福祉推進課
30	訪問看護支援センター運営事業	滋賀県看護協会	訪問看護師の総合的な支援を行う訪問看護支援センターの運営に対して補助することにより、訪問看護師の人材確保・資質向上および訪問看護ステーションの機能の充実・強化を図り、県民が安心して在宅での療養・看取りができる環境整備を行う。	15,400	医療福祉推進課
31	認知症高齢者等への院内デイケア実施支援事業	滋賀県内病院	身体合併症を有する認知症高齢者の患者等に「院内デイケア」を実施しようとする県内一般病院に対し、その立ち上げやレベルアップにかかる経費を助成し、医療介護連携体制を構築して認知症を悪化させることなく円滑に退院・在宅復帰させて、在宅医療の提供へつなげる。	1,200	医療福祉推進課
32	認知症医療対策推進事業 (認知症医療介護連携体制構築事業)	滋賀県(滋賀県内病院)	認知症の医療介護連携体制を構築して在宅医療を推進するため、かかりつけ医との症例検討会の開催や院内での多職種連携の構築など、地域の拠点となる病院が医療・介護関係者と顔の見える関係を構築しようとする取組を促進し、認知症高齢者に対する在宅医療の提供へつなげる。	4,800	医療福祉推進課
<b>2-2 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 等</b>				<b>12,400</b>	
33	在宅歯科医療連携室整備事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	二次医療圏の歯科医師会に在宅医療関係者と連携するための歯科職種を配置し、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズにこたえ、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図る。	1,900	健康寿命推進課
34	在宅歯科医療のための多職種連携推進事業	滋賀県(滋賀県歯科医師会)	在宅歯科医療推進のため、がんや糖尿病等の疾病予防・早期発見、在宅療養支援のための口腔ケア等、多職種連携が有用な事例をテーマとした多職種合同の研修会やネットワークづくりを行う。	1,360	健康寿命推進課
35	歯科衛生士・歯科技工士人材確保事業	滋賀県歯科医師会	歯科衛生士および歯科技工士の人材確保のため、復職や就職支援および、スキルアップのための研修等を実施する経費に対して補助を行う。	1,140	健康寿命推進課
36	在宅歯科診療のための人材確保事業	滋賀県内病院	歯科診療所の後方支援として在宅歯科医療(障害者歯科医療を含む)を実施する病院歯科等に対し、その機能を果たすために、歯科医師および歯科衛生士の増員に対する支援を行い、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。	8,000	健康寿命推進課
<b>2-3 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業</b>				<b>1,919</b>	
37	休日・夜間のお薬電話相談体制整備事業	滋賀県薬剤師会	在宅医療を推進するため、在宅で療養している人やその家族を含む県民が、休日・夜間に一般用医薬品を含めた医薬品の服用により発生する副作用に関する相談を薬剤師が転送電話による輪番制で受ける体制を整備するための経費に対して補助を行う。	1,919	薬務感染症対策課
<b>3. 医療従事者の確保に関する事業 等</b>				<b>526,004</b>	
<b>3-1 医師の地域偏在対策のための事業 等</b>				<b>140,905</b>	
38	滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業	滋賀県(滋賀医科大学)	滋賀県の地域医療支援センターである「滋賀県医師キャリアサポートセンター」がコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、県内の医師の絶対数の確保や、地域・診療科偏在の解消、病院で働く女性医師数の増加に向けて、各種医師確保対策を実施する。	25,186	医療政策課 (人材確保係)
39	滋賀県医学生修学資金等貸与事業	滋賀県	県内病院での勤務を志す医学生・研修医に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金・研修資金を貸与することにより、県内における医師の確保・定着を図る。	78,000	医療政策課 (人材確保係)

40	産科医等確保支援事業	滋賀県内病院、診療所	地域でお産を支える産科・産婦人科医師および助産師に対して、分娩手当等を支給され、処遇改善を図られている病院等を支援することにより、県内で勤務する産婦人科医等の確保定着を図る。	10,719	医療政策課 (人材確保係)
41	地域医師養成確保事業	滋賀県病院協会	県出身医学生および県内医大医学生を対象に、滋賀を知り、滋賀における医療の現状を確認し、魅力を感じて、臨床研修から始まる医療への従事の舞台を滋賀に置いてもらえるための啓発活動等に対して補助を行う。	10,000	医療政策課 (人材確保係)
42	児童思春期・精神保健医療体制整備事業	滋賀県(滋賀医科大学)	発達障害や児童思春期の精神疾患等、子どものこころの医療や支援体制の強化を進めるため、専門医の養成や専門医と地域の連携強化事業を実施する。	17,000	障害福祉課
<b>3-2 診療科の偏在対策のための事業 等</b>				<b>14,418</b>	
43	麻酔科医ブラッシュアップ事業	国立大学法人滋賀医科大学	地域における麻酔科医不足に全県を挙げて対応するため、一定水準にある麻酔科医を県内各地域の病院へ応援派遣するシステムを構築するために実施する、麻酔科医向けブラッシュアップ研修に要する経費を支援する。	3,716	医療政策課 (人材確保係)
44	新生児医療体制強化事業	国立大学法人滋賀医科大学	周産期医療提供体制の強化を図るため、総合周産期母子医療センターに人材育成のための専任医師を配置し、周産期死亡症例の解析検討やハイリスク分娩の現状分析を行うことにより、地域における産科医師および小児科医師の資質向上を図るとともに、研修医の短期研修プログラムの一環として大規模周産期医療センターへの派遣研修等を行うことにより、産科医・新生児科医の確保・育成を図る。	8,200	健康寿命推進課
45	小児救急医療地域医師等研修事業委託料	滋賀県(滋賀県医師会)	小児科医以外の医師を対象とした研修会を行い、小児救急医療に関する専門知識を修得させる。	450	医療政策課 (医療整備係)
46	○ アレルギー疾患医療人材育成事業	国立大学法人滋賀医科大学	アレルギー疾患医療の質の向上および身近な地域での専門医療の均てん化を図るため、県アレルギー疾患医療拠点病院が行う標準的治療ガイドラインに基づいた専門医療研修や講習会の開催等に要する経費に対して補助することにより、アレルギー疾患専門医の養成や地域のかかりつけ医の資質向上を図る。	2,052	健康寿命推進課
<b>3-3 女性医療従事者支援のための事業 等</b>				<b>0</b>	
<b>3-4 看護職員確保等のための事業 等</b>				<b>202,661</b>	
47	滋賀県新人看護職員卒後研修補助事業	滋賀県内病院	病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。	16,012	医療政策課 (人材確保係)
48	看護職員資質向上支援事業	滋賀県(滋賀県看護協会)	新人看護職員の卒後研修が受けられるための研修体制整備と、地域包括ケアシステムの推進に向けた看護管理者のネットワークづくりを支援し、看護職員の資質向上に関する取組の推進を図る。	3,100	医療政策課 (人材確保係)
49	助産師キャリアアップ応援事業	滋賀県 (滋賀医科大学)	県内助産師に対する研修が段階的かつ計画的に行えるよう体系化し、県内全体の助産師の資質の向上を図り、自立した助産師を育成すると共に安全安心なお産の環境整備を図る。	2,152	医療政策課 (人材確保係)
50	糖尿病看護資質向上推進事業	滋賀県 (滋賀医科大学)	糖尿病患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を行う。	2,363	医療政策課 (人材確保係)
51	実習指導者講習会開催事業	滋賀県 (滋賀県看護協会)	看護師等養成所の実習施設における、学生の実習指導者等に対し、実習指導に必要な知識・技術を取得できるよう、研修を行う。	2,934	医療政策課 (人材確保係)
52	認知症認定看護師養成事業	滋賀県 (県内各病院)	認知症看護分野の認定看護師を養成するため、教育機関への派遣に要する経費を負担する病院等に対して補助を行い、県内の認知症看護にあたる看護職員の資質の向上を図る。	1,200	医療福祉推進課
53	認定看護師育成事業	滋賀県内病院、施設	認定看護師資格取得等のために施設が負担する研修費の補助。	4,000	医療政策課 (人材確保係)
54	病院内保育所運営費補助金	滋賀県内病院	病院および診療所に従事する職員の離職防止ならびに再就業を促進するため、病院内保育所の運営費に対する助成を行う。	64,502	医療政策課 (人材確保係)

55	看護職員確保対策協議会	滋賀県	看護職員等確保対策推進協議会を設置し、潜在看護師の確保を看護行政部局と労働部局を含めた関係部局で推進する。	484	医療政策課 (人材確保係)
56	看護職員確保定着促進事業	滋賀県 (滋賀県看護協会)	看護職員や看護学生の精神的問題のサポートや、ワークライフバランスの推進に向けた体制整備を支援し、確保定着を図る。	2,146	医療政策課 (人材確保係)
57	滋賀県看護師等養成所運営費補助金	滋賀県内看護師等養成所	看護師等養成所の運営費に対する助成を行う。	69,218	医療政策課 (人材確保係)
58	助産師復職支援事業	滋賀県 (滋賀医科大学)	潜在助産師を対象に、安全で質の高い看護と住民を支える医療体制の強化、看護職員の地域偏在是正に必要な人材確保を目的とし、特に最新の医療技術講習および技術演習等の研修を行う。	550	医療政策課 (人材確保係)
59	ナースセンター事業	滋賀県(滋賀県看護協会)	看護職員の離職時届け出制度を適切に運用し、看護職員人材確保を効率的に行うため、サテライト運営のための機器整備と登録業務従事者の確保に対する支援を実施する。	23,000	医療政策課 (人材確保係)
60	看護師等養成所施設・設備整備事業	滋賀県内看護師等養成所	看護師の養成に必要な看護師等養成所の教育環境の整備に要する費用を助成する。	11,000	医療政策課 (人材確保係)
<b>3-5 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等</b>				<b>168,020</b>	
61	医療勤務環境改善支援事業	滋賀県(滋賀県病院協会)	医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等のため、県内の医療関係団体と連携しながら運営協議会を立ち上げ、相談やアドバイザーの派遣等を行う医療勤務環境改善支援センターを運営する。	4,276	医療政策課 (人材確保係)
62	病院勤務環境改善支援事業費補助金	滋賀県内病院	医療機関における勤務環境の改善を推進するため、県内病院において、勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する事業に要する経費の一部を助成する。	43,281	医療政策課 (人材確保係)
63	小児救急医療支援事業費補助金	市町行政組合等	二次医療圏を単位に、二次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床および小児科医を確保するために必要な経費に対して助成する。	90,150	医療政策課 (医療整備係)
64	小児救急電話相談事業	滋賀県 (民間業者)	夜間小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備する。全国統一番号(＃8000番)で実施することによりどこでも患者の症状に応じた適切な助言、アドバイスを受けられるようにする。	21,673	医療政策課 (医療整備係)
65	リハビリテーション提供体制再構築事業 (リハビリテーション専門職修学資金貸付事業)	滋賀県	将来県内の医療機関等でリハビリテーション専門職の業務に従事する意思を有する養成施設の学生に対し、一定期間以上県内の医療機関等で業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与することにより、県内におけるリハビリテーション専門職員の確保・定着を図る。	8,640	健康寿命推進課 執行は医療政策課(人材確保係)
				<b>943,107</b>	

医政地発 0207 第 4 号  
平成 30 年 2 月 7 日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分 I の事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成 30 年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えないこととします。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

（注）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。

【標準単価】

1㎡当たり単価：（鉄筋コンクリート）200,900円、（ブロック）175,100円

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

（注1）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。

（注2）医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

（注3）建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

（注4）「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

**【対象となる勘定科目】**

- ・ 固定資産除却損
- ・ 固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・ 固定資産売却損（売却収入を含む）

**（3） 人件費**

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（注）地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。

**【標準単価】**

退職金の割増相当額：上乘せ分負担の補助（上限は 6,000 千円）

**2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用**

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要な経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

**【対象経費】**

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

医政地発 0127 第 1 号  
平成 29 年 1 月 27 日

各都道府県衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例  
及び標準単価の設定について

地域医療介護総合確保基金（医療分）につきましては、医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条第 1 項に規定する都道府県計画（以下、「都道府県計画」という。）で定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに該当する事業として都道府県計画に掲載された事業（以下、「基金事業」という。）を対象としているところですが、予算の効率的な活用を図るため、今般、基金事業における標準事業例及び標準単価を別紙 1 及び別紙 2 のとおり設定したので通知します。

つきましては、平成 29 年度以降の都道府県計画の策定に当たっては、原則として、標準事業例及び標準単価により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業を計上して頂くようお願いいたします。

なお、別紙 1 及び別紙 2 に該当しない事業又は単価がある場合には、あらかじめ当課と協議の上、基金事業として都道府県計画に掲載していただくよう併せてお願いいたします。

# 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

(別紙1)

事業区分	標準事業例	事業の概要
I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
	4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
	6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
II 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
	9 在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
	10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主官部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13 認知症ケアバスや入院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
	14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19 在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20 在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

事業区分	標準事業例	事業の概要	
Ⅲ 医療従事者等の確保・養成のための事業	(1) 医師の地域偏在等	25 地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
		26 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
		27 地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	(2) 診療科の偏在の対策、歯科・歯科連携のための事業	28 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。
		29 小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
		30 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
		31 歯科・産科連携に資する人材養成のための研修の実施	産科・産科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と産科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な産科・産科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
		32 女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就業環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	支(3) 女性医療従事者等	33 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。
		34 女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
		35 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	(4) 看護職員等の確保のための事業等	36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
		37 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
		38 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
		39 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
		40 看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
		41 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。
		42 看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
		43 看護職員定着促進のための宿舎整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
		44 看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
		45 看護職員の就業環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
		46 看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
		47 歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
		48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
	(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業等	49 勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
		50 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
		51 有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
		52 休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
		53 電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国各地でも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようすことを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		54 後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
地域医療支援センター運営事業	専任医師及び専従職員の人件費	専任医師 1人当たり 12,548千円 専従職員 1人当たり 3,899千円
	事業に必要な経費	年額 27,207千円
救急勤務医支援事業	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当	1人1回当たり 休日昼間 6,785円 夜間 9,330円
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費	(活動費) 午後6時から翌日午前8時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) 午前8時から午後6時までの間 54,200円×実施日数(8時間以上実施) (運営経費)1,984千円 (協議会経費)333千円
小児救急地域医師研修事業	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費	(研修経費)1地区当たり 273千円 (協議会経費)1,012千円
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 休日・夜間 1地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数 夜間加算 1地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1地区当たり 13,570円×診療日数
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数/12 夜間加算 3,520千円×運営月数/12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数/12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数/12
救急医療専門領域医師研修事業	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費	研修1分野当たり 1,595千円
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	12,612千円
新生児医療担当医確保支援事業	新生児担当医手当等	新生児1人当たり10,000円
医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費	3,000千円
	派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費	受入医師1人当たり 150千円
	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数
	派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要な経費	派遣医師1人当たり 2,064千円
女性医師等就労支援事業	復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費	(相談窓口経費)7,093千円 (病院研修及び就労環境改善経費)1か所あたり11,140千円
産科医等確保支援事業	分娩手当等	1分娩当たり 10千円
産科医等育成支援事業	研修医手当等	1人1月当たり 50千円

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員資質向上推進事業	看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費	看護教員継続研修事業 1,219千円 実習指導者講習会 2,493千円 中堅看護職員実務研修 (短期研修) 1実施単位当たり 604千円 (中期研修) 1か所当たり 3,192千円 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業 (がん) 1,966千円 (糖尿病) 1,966千円 協働推進研修事業 1か所当たり5,434千円 潜在看護職員復職研修事業 (潜在看護職員研修) 1か所当たり 1,481千円 (潜在助産師研修) 1か所当たり 1,481千円 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 1,801千円
		看護教員養成講習会事業 (看護教員養成講習会) 定員30名まで6,719千円、定員30人以上1名増毎に224千円 (教務主任養成講習会) 606千円/定員1名毎 (保健師・助産師教員養成講習会) 280千円/定員1名毎 (他県受入加算) 40千円/1名毎 看護職員専門分野研修 (看護職員専門分野研修) 98千円/定員1名毎 (認定看護師追加研修) 110千円/定員1名毎
看護師等養成所運営事業 (保健師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 12,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 <1年間で教育を行うもの> (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円 <2年間で教育を行うもの> (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 (全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 (定時制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 (通信制) (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金等	基準額A及び基準額Bの合計額 (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員給与費、事務職員給与費等	専任教員等配置経費1か所当たり 8,408,000円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員給与費等	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員給与費等	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	新人看護職員研修事業 (研修経費) 新人看護職員が1名るとき 440千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 586千円 新人看護職員が2名以上るとき 630千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円 ・新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円 (教育担当者経費) 215千円/新人看護職員5人毎 (医療機関受入研修事業) 1名~4名 113千円 5名~9名 226千円 10名~14名 566千円 15名~19名 849千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円
	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者等研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費	多施設合同研修事業 (新人看護職員合同研修) 1,009千円 (新人助産師合同研修) 1,009千円 研修責任者等研修事業 (研修責任者研修) 1,171千円 (教育担当者研修) 1,171千円 (実地指導者研修) 1,171千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 2,307千円 (アドバイザー派遣経費) 170千円/1か所
病院内保育所運営事業	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料(給与費に該当するもの)	(基本額-保育料収入相当額)×負担能力指数による調整率 基本額 1(2、4、6)人×180,800円×運営月数 (加算額) 24時間保育 23,410円×運営日数 病児等保育 187,560円×運営月数 緊急一時保育 20,720円×運営日数 児童保育加算 10,670円×運営日数 休日保育加算 11,630千円×運営日数
看護職員確保対策特別事業	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費	43,684千円
訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費 在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費	訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 298千円 (事務局経費) 2,385千円 (実態調査費) 244千円 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修 (訪問看護事業所の看護師の研修) 685千円 (医療機関の看護師の研修) 316千円 (訪問看護事業所間の相互研修) 508千円 在宅医療普及啓発事業 (フォーラム等開催費) 198千円 (普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円
看護職員の就労環境改善事業	就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費 就労環境改善研修事業の実施に必要な経費	(就業環境改善相談・指導者派遣事業) 総合相談窓口設置経費 3,911千円 アドバイザー派遣経費 684千円 (就労環境改善研修事業) 824千円
	就労環境改善支援事業の実施に必要な経費	(就労環境改善支援事業) 2,291千円

## 地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護補助者活用推進事業	看護補助者活用推進事業に必要な経費	1 医療圏あたり 328千円
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費	4,058千円
看護師等養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	21,735千円
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2,650千円
院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3,811千円
在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3,638千円
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	31,500千円
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	10,500千円
歯科衛生士養成所初年度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	11,000千円
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費	1,432千円
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業	医療機関の施設整備費用(新築、増改築)	1㎡当たり 360千円

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類しの補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。

### H31基金事業地域提案一覧

単位:千円

番号	提案 圏域	事業 区分	優先 順位	事業名	提案者	事業内容	H31提案額		
							総事業費	補助額	補助率
1	大津	I		在宅医療を支える体制整備事業	ひかり病院	在宅支援病院として地域に積極的に訪問診療を行っており、24時間の訪問診療体制を整えている。PACSを導入する事で、画像データが蓄積でき、びわ湖あさがおネットを利用することで、病病連携や地域のかかりつけ医と情報共有でき、地域との連携がスムーズになる。このため、設備の整備を行う。	14,580	7,290	1/2
2	大津	I		在宅医療を支える体制整備事業	ひかり病院	地域住民へのリハビリテーション提供機能の充実をはかり、慢性の整形外科領域の患者のみならず、脳卒中など重篤な患者の在宅復帰を目指す。このために必要な設備の整備を行う。	780	390	1/2
3	大津	I	1	病床機能分化促進事業	大津赤十字病院	平成30年1月末で休止している回復期リハビリテーション病床の後利用として、地域医療構想の目標達成に向け高度急性期・急性期機能に特化するために、内視鏡センターの移設・機能拡充整備事業を計画している。		0	1/2
4	大津	II	1	在宅療養支援事業	大津赤十字志賀病院	訪問診療や訪問看護、訪問リハビリといった在宅事業を、医療機関が取り組み退院支援や、開業医をはじめ地域の多職種の医療・介護事業者の運営がスムーズに効率良く行える環境を整備する。	9,050	6,033	2/3
5	大津	I	1	病床機能分化促進事業	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	今後、増大すると見込まれる回復期機能の充実を図るため、急性期病床のうち10床を地域包括ケア病床へ転換するための施設改修および設備整備事業を実施する。	10,000	5,000	1/2

番号	提案 圏域	事業 区分	優先 順位	事業名	提案者	事業内容	H31提案額		
							総事業費	補助額	補助率
6	大津	Ⅱ	1	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	琵琶湖大橋病院	在宅診療医の患者に関し、患者の容態急変時に、在宅診療医が体調不良等何らかの事態で訪問にいけない場合のバックアップ体制を整えるため、病院において在宅診療患者専用の当直医師及び看護師を配置する。	28,816	19,210	2/3
7	大津	Ⅲ	2	医療従事者の確保に関する事業等	琵琶湖大橋病院	○医師当直室の改修及び備品購入並びに洗面所新設 ○医師当直用浴室・トイレの改修 ○女性医師更衣室を新設し、女性医師の確保と離職防止や医療安全の確保などに取り組む	3,500	2,333	2/3
8	大津	Ⅲ	3	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	琵琶湖大橋病院	新人看護職の質の向上を図り、一人でも多く在宅診療に携わる看護師を育成するために、新人看護職の研修の充実を図る。	1,021	680	2/3
9	大津	Ⅲ	4	医療従事者の確保に関する事業等	琵琶湖大橋病院	看護師、准看護師、介護士を含む看護職員の確保と離職防止・定着を図ることをめざし、職員の更衣室を新設して勤務環境の改善に取り組む	13,113	8,742	2/3
						大津圏域計	80,860	49,678	

※補助率および補助額は、総事業費に区分Ⅰ：1／2、区分Ⅱ・Ⅲ：2／3を機械的に当てはめて算出したものである。

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		在宅医療を支える体制整備事業
事業の実施主体		医療法人良善会 ひかり病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
	(中)	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
	(小)	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備
事業の概要 (積算)		<p>《事業概要》</p> <p>在宅支援病院として地域に積極的に訪問診療を行っており、24時間の訪問診療体制を整えている。PACSを導入する事で、画像データが蓄積でき、びわ湖あさがおネットを利用することで、病病連携や地域のかかりつけ医と情報共有でき、地域との連携がスムーズになる。このため、設備の整備を行う。</p> <p>《積算》</p> <p>PACS導入費用 14,580千円</p>
現状と課題、事業の目的		在宅支援病院として地域に積極的に訪問診療を行っている。画像がフィルムのため、地域との情報共有が乏しい。PACSを導入することで、患者情報を蓄積し、病病連携、病診連携、他職種連携をスムーズに行ない、切れ目の無い医療・介護サービスを地域住民に提供する地域包括ケアシステムの構築を実現する。
地域医療構想との関係性		PACSを導入することで、訪問診療の患者に的確な診察が提供される。また、びわ湖あさがおネットに画像を提供することで、病病連携、病診連携、他職種連携をスムーズに行ない、切れ目の無い医療・介護サービスを地域住民に提供する。地域の医療・介護サービスの施設と共に高齢化に対応し、安心して生活できるように地域包括ケアシステムの構築を実現する。
事業の成果・効果		在宅支援病院の充実を図ることにより、地域との連携を促進し、また在宅療養へのつなぎや在宅療養患者の急変時に対応するなど、切れ目のない医療提供体制を構築することが期待できる。
達成目標	目標とする事項	
	現在値	
	目標数値	

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		在宅医療を支える体制整備事業
事業の実施主体		医療法人良善会 ひかり病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
	(中)	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
	(小)	— (その他)
事業の概要 (積算)		<p>《事業概要》</p> <p>地域住民へのリハビリテーション提供機能の充実をはかり、慢性の整形外科領域の患者のみならず、脳卒中など重篤な患者の在宅復帰を目指す。このために必要な設備の整備を行う。</p>
		<p>《積算》</p> <p>医学的リハビリテーション医療機器備品購入費 車椅子ボードトレーナー 1台 780,000円</p>
現状と課題、事業の目的		大津圏域で、リハビリ対象の高齢化が進んでいる。当院が地域に求められているのは慢性期から在宅に繋ぐリハビリである。そのため、様々なリハビリ疾患に対応するリハビリプログラムを充実させる必要がある。効果的なリハビリプログラムを提供し、リハビリの効率化を図り、多くの患者を受け入れ、大津圏域での役割を果たす事を目的とする。
地域医療構想との関係性		医学的リハビリテーションが、慢性の整形外科領域の患者のみならず、脳卒中など重篤な患者が地域で増加している。急性期病院からリハビリが必要な紹介患者も高齢者が増加している。急性期から慢性期、在宅サービスまで切れ目のないリハビリを提供することで、地域住民へ充実したサービスの提供を構築する。
事業の成果・効果		慢性期でのリハビリ疾患を必要とする地域の方へ、多様なリハビリプログラムを提供し、効率化を図る事で、医療から介護へのリハビリ移行を円滑に行い切れ目のないリハビリを提供する効果が期待できる。
達成目標	目標とする事項	
	現在値	
	目標数値	

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		病床機能分化促進事業
事業の実施主体		日本赤十字社 大津赤十字病院
対象圏域		大津医療圏
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
	(中)	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
	(小)	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備
事業の概要 (積算)		<p>《事業概要》</p> <p>平成30年1月末で休止している回復期リハビリテーション病床の後利用として、地域医療構想の目標達成に向け高度急性期・急性期機能に特化するために、内視鏡センターの移設・機能拡充整備事業を計画している</p>
		<p>《積算》</p> <p>具体的な積算は現時点では未実施</p>
現状と課題、事業の目的		滋賀県のがん罹患患者数の上位をしめる「胃がん」「大腸がん」をかかりつけ医との連携のもと、検査・診断・治療の充実を図るとともに、がん検診受診率向上にむけ、市町村がん予防検診の一層の受入を行うことで、早期発見・診断・治療につかげていく。
地域医療構想との関係性		滋賀県地域医療構想では、大津医療圏への他医療圏からの流入が非常に多いことから、当該医療圏の診療体制充実は今後の当県の医療供給体制に有用であることは判明している。 死亡原因疾患1位のがんの早期発見・診断・治療を充実させることは地域医療構想の目指す姿に寄与できるものと考えます。
事業の成果・効果		内視鏡センターの機能充実を図ることにより、胃がん・大腸がん等の早期かつ低侵襲な治療体制が確立することになり、今後ますます増大する社会医療費の抑制にもつながり、滋賀県の目指す医療提供体制構築に寄与できる可能性が大きい。
達成目標	目標とする事項	内視鏡センターの移設・機能拡充整備
	現在値	内視鏡検査室6室
	目標数値	内視鏡検査室10室

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		在宅療養支援事業
事業の実施主体		大津赤十字志賀病院
対象圏域		大津医療圏
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	Ⅱ 居住宅における医療の提供に関する事業
	(中)	(1) 在宅医療を支える体制整備 等
	(小)	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
事業の概要 (積算)		<p>《事業概要》 訪問診療や訪問看護、訪問リハビリといった在宅事業を、医療機関が取り組み退院支援や、開業医をはじめ地域の多職種の医療・介護事業者の運営がスムーズに効率良く行える環境を整備する。</p> <p>《積算》 ポータブル吸引機電動・手動 10万円、ポータブルエコー 95万円、タブレット端末とソフト 80万円、相談員1名 (MSW) 600万円、理学療法士1名 (1/5人) 120万円 等</p>
現状と課題、事業の目的		平成30年4月1日の時点では訪問診療のみを行っている。ますます高まる在宅医療・介護の要請に病院が新たに訪問看護・訪問リハビリに取り組むことで、他の医療機関や介護事業者等と、よりスムーズに相互に補完・協力できる体制を整備する。
地域医療構想との関係性		不足すると考えられる、回復期・慢性期・在宅医療といった機能を地域全体で補完する。地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進し、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するという構想で目指す姿の実現に寄与できる。
事業の成果・効果		自院の持つ地域包括ケア病床50床を有効に活用し、在宅療養へのつなぎや在宅療養患者の急変時に対応するなど、切れ目のない医療提供体制を構築することが期待できる。
達成目標	目標とする事項	訪問診療訪問件数・訪問看護訪問件数・訪問リハビリ訪問件数
	現在値	訪問診療訪問件数240回/年・訪問看護訪問件数0回・訪問リハビリ訪問件数0回
	目標数値	訪問診療訪問件数240回/年・訪問看護訪問件数100回/年・訪問リハビリ訪問件数200回/年

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		病床機能分化促進事業
事業の実施主体		独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
	(中)	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
	(小)	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備
事業の概要 (積算)		《事業概要》 今後、増大すると見込まれる回復期機能の充実を図るため、急性期病床のうち10床を地域包括ケア病床へ転換するための施設改修および設備整備事業を実施する。
		《積算》 ○転換病床数 10床 施設改修費 5,000千円 設備整備費 5,000千円 計 10,000千円
現状と課題、事業の目的		当院は、専門医療において近隣病院と同等のクオリティの医療を提供するのみならず、回復期病棟を有する施設となることで地域医療に貢献することが可能であると考えている。そのため、今後不足する回復期病床を充実させ、地域で適正な医療サービスが受けられる体制を構築したい。
地域医療構想との関係性		滋賀県地域医療構想では、大津圏域の回復期病床は不足するという推計となっている。回復期機能の充実を図ることにより、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進し、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するという構想で目指す姿の実現に寄与できると考えている。
事業の成果・効果		回復機能の充実を図ることにより、地域の病床機能の分化・連携を促進することができ、また在宅療養へのつなぎや在宅療養患者の急変時に対応するなど、切れ目のない医療提供体制を構築することが期待できる。
達成目標	目標とする事項	地域包括ケア病床
	現在値	50
	目標数値	60

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
事業の実施主体		医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	Ⅱ 居住宅における医療の提供に関する事業
	(中)	(1) 在宅医療を支える体制整備 等
	(小)	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
事業の概要 (積算)		<p>《事業概要》</p> <p>在宅診療医の患者に関し、患者の容態急変時に、在宅診療医が体調不良等何らかの事態で訪問にいけない場合のバックアップ体制を整えるため、病院において在宅診療患者専用の当直医師及び看護師を配置する。</p>
		<p>《積算》</p> <p>夜間当直の医師及び看護師を追加で雇用する経費</p> <p>医師の経費： 17,510千円／年                  看護師の経費： 11,306千円                  合計（年間） 28,816千円／年</p>
現状と課題、事業の目的		<p>地域包括ケアシステムを前進させるためには、在宅医療の積極的な取り組みが必須である。しかし、現在今一つ在宅医療が浸透しない原因の一つに、在宅医療患者の急変時（特に夜間）に医師、看護師に対する精神的、肉体的負担が大きいことがあげられる。</p> <p>また、夜間においては在宅医師或いは2次救急で治療することが可能な容態でも、3次救急に運ばれることが多く、このことが3次救急の負担となっている。</p> <p>そのため、夜間に在宅患者を専らに診る医師と看護師を2次救急病院である当院に配置することにより、医師、看護師、3次救急の負担を軽減し在宅医療を前進させる。</p>
地域医療構想との関係性		<p>在宅医療は地域包括ケアシステム推進において中心的な役割をもっている。在宅医療を行う医師と看護師の充実が課題である。</p> <p>在宅医療を行う開業医の医師のバックアップ体制を強化することにより、在宅医療を更に推し進めることができる。</p>
事業の成果・効果		<p>2次救急病院にてバックアップ体制を強化することにより</p> <p>①開業医の負担軽減となり、開業医の在宅医療への意欲を増加させることにより在宅で医療を行う患者を増加させることができる。</p> <p>②在宅医療における夜間対応が充実すれば在宅看取りが増加する。</p> <p>③3次救急の負担軽減につながる。</p>
達成目標	目標とする事項	大津市北部における在宅医療患者数の増加
	現在値	平成29年度末（平成30年3月末）の大津市北部の在宅医療対象患者数（当院では149人）
	目標数値	平成29年度末実績より、3年後に10%アップを目指す

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		医療従事者の確保に関する事業等
事業の実施主体		医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
	(中)	(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等
	(小)	3 2 女性医師等の離職防止や再就業の促進
事業の概要（積算）		<p>《事業概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師当直室の改修及び備品購入並びに洗面所新設</li> <li>○医師当直用浴室・トイレの改修</li> <li>○女性医師更衣室を新設し、女性医師の確保と離職防止や医療安全の確保などに取り組む</li> </ul> <hr/> <p>《積算》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医師当直室改修経費 当直室間仕切り改修工事、ソファベッド購入、事務机購入、洗面所新設 施設改修費 1, 200千円、 備品購入費 800千円</li> <li>○医師当直用浴室・トイレ改修費 施設改修費 1, 200千円</li> <li>○女性医師更衣室新設費用 ロッカー・備品購入 300千円</li> <li>計 3, 500千円</li> </ul>
現状と課題、事業の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2 医師当直室は医局の一角をカーテンで仕切っただけで、中古ベッド1台分のスペースしかないため、特に女性医師の当直の場合、当直を忌避される場合が有り、スペースを拡大し、洗面設備新設・ソファベッド・机などを設置し扉を付けてプライバシーを確保する。</li> <li>○医師当直用浴室は設置後30年経過し、老朽化が著しいため浴室・トイレの改修を行う。</li> <li>○女性医師更衣室が無いため、廊下や医局の一角で更衣しているため、更衣室の新設及びロッカー・備品を整備する。</li> </ul>
地域医療構想との関係性		民間の中小病院の医師不足は深刻である。地域医療包括ケアシステムは病院に医師がいることによりはじめて実現できるものである。その中で女性医師の確保は重要であり、特に当直できる女性医師の確保により、地域の医療の中核病院としての役割を果たせるものである。
事業の成果・効果		最低限の医師を確保することにより、病・診連携、病・病連携、救急対応、介護施設からの要請等に応えられ、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる
達成目標	目標とする事項	紹介入院患者受け入れ数の増加524人
	現在値	平成29年度紹介入院患者数
	目標数値	平成29年度実績より、3年後に10%アップを目指す

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		在宅医療に係る医療連携体制の運営支援
事業の実施主体		医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
	(中)	(4) 看護職員等の確保のための事業 等
	(小)	3 5 新人看護職員の質の向上を図るための研修
事業の概要 (積算)		《事業概要》 新人看護職員の質の向上を図り、一人でも多く在宅診療に携わる看護師を育成するために、新人看護職員の研修の充実を図る
		《積算》 看護職員の研修費用  学研メディカルサポート： 477,600円 教育担当者経費： 543,477円 合計（年間） 1,021,077円
現状と課題、事業の目的		在宅診療を前進させるためには、看護師の存在は必須である。しかし、全般的に看護師確保に苦慮しており、在宅への配置については難しいのが現状である。 新人研修計画を充実させることにより、より多くの新人看護師をできるだけ早く一人前の看護師になるよう養成し、病棟と外来、在宅を繋ぐ役割を担う在宅診療看護師を一人でも多く育成したい。
地域医療構想との関係性		在宅医療は地域包括ケアシステム推進において中心的な役割をもっている。在宅医療を行う医師と看護師の充実が課題である。 在宅診療は医師の確保だけでは機能しないので看護師も併せて確保しなければならない
事業の成果・効果		在宅診療に看護職員の配置をすることにより 在宅診療医師の負担を軽減するとともに、患者・家族に対しより寄り添った在宅診療ができる
達成目標	目標とする事項	訪問診療に携わる看護師数4名以上（訪問診療のみに携わる3名）
	現在値	平成29年度末（平成30年3月末）1.85名
	目標数値	平成29年度末実績より、3年後に訪問診療に携わる看護師数4名

平成31年度地域医療介護総合確保基金事業（医療分）提案調査票

事業の名称		医療従事者の確保に関する事業等
事業の実施主体		医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院
対象圏域		大津圏域
事業期間		平成31年4月1日～平成32年3月31日
事業の分類	(大)	Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
	(中)	(4) 看護職員等の確保のための事業 等
	(小)	4 6 看護職員の勤務環境改善のための施設整備
事業の概要		<p>《事業概要》            看護師、准看護師、介護士を含む看護職員の確保と離職防止・定着を図ることをめざし、職員の更衣室を新設して勤務環境の改善に取り組む</p> <p>《積算》            更衣室新設： 10,800千円            備品購入代： 2,313千円            合計： 13,113千円            （備品：ロッカー、靴箱、傘立等）</p>
現状と課題、事業の目的		<p>当院の職員更衣室は非常に狭いため、一人当たりのロッカーの容量が少なく、上下2段6人用或いは8人用であり十分な収容能力がない。また更衣室内が狭いため通路も十分確保できず、通路幅が狭いため出勤時には更衣も満足にできない劣悪な環境となっている。</p> <p>また室内が狭いため、下駄箱、傘立ては室外に設置している状況であり、腐食が進んできており新規に購入が必要である。</p> <p>このため、更衣室を新設増築し、十分なスペースを確保し看護職員が安心して快適に勤務できる環境を整え、看護職員の確保と離職防止・定着に資する</p>
地域医療構想との関係性		<p>当院は、湖西地域では地域包括ケアシステムの中で、後方支援ができる数少ない病院であり、大津市保健所、医師会からの大津市北部の地域包括ケアシステムの中で後方支援病院としての役割を強く求められている。それには、当院が医療スタッフを十分に確保し、受け入れ態勢を整備することが必要であり、それによりはじめて湖西地域における地域包括ケアシステムが機能すると考える</p>
事業の成果・効果		<p>最低限の看護職員を確保することにより、病・診連携、病・病連携、救急対応、介護施設からの要請等に応えられ、地域包括ケアシステムの推進に貢献できる</p>
達成目標	目標とする事項	紹介入院患者受け入れ数の増加
	現在値	平成29年度紹介入院患者数524人
	目標数値	平成29年度実績より、3年後に10%アップを目指す

## 平成30年度地域医療介護総合確保基金（医療分）内示額一覧

	基金規模
01 北海道	30.6億円
02 青森県	9.7億円
03 岩手県	13.1億円
04 宮城県	11.0億円
05 秋田県	5.0億円
06 山形県	14.2億円
07 福島県	15.1億円
08 茨城県	42.2億円
09 栃木県	14.2億円
10 群馬県	18.3億円
11 埼玉県	16.8億円
12 千葉県	34.6億円
13 東京都	66.4億円
14 神奈川県	18.1億円
15 新潟県	12.5億円
16 富山県	12.7億円
17 石川県	8.9億円
18 福井県	19.7億円
19 山梨県	7.6億円
20 長野県	7.2億円
21 岐阜県	7.1億円
22 静岡県	26.6億円
23 愛知県	35.3億円
24 三重県	13.2億円

	基金規模
25 滋賀県	7.7億円
26 京都府	23.6億円
27 大阪府	57.0億円
28 兵庫県	38.3億円
29 奈良県	10.8億円
30 和歌山県	9.9億円
31 鳥取県	11.7億円
32 島根県	18.9億円
33 岡山県	13.1億円
34 広島県	22.5億円
35 山口県	9.5億円
36 徳島県	18.8億円
37 香川県	8.6億円
38 愛媛県	22.6億円
39 高知県	9.3億円
40 福岡県	34.3億円
41 佐賀県	4.2億円
42 長崎県	12.2億円
43 熊本県	19.7億円
44 大分県	6.3億円
45 宮崎県	39.2億円
46 鹿児島県	12.6億円
47 沖縄県	11.8億円
合計	882.6億円

※国費は基金規模の2/3